

# 下請取引の適正化に関する行政評価・監視

## 結果報告書

平成 30 年 8 月

総務省行政評価局



## 前 書 き

我が国の全雇用の 7 割の受皿である下請等中小企業に、アベノミクスによる経済の好循環の拡大を実現させるため、政府は、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）の運用基準及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）のガイドラインの改正（違反行為事例の追加など）・周知、親事業者に対する下請代金の支払条件の改善要請（代金の現金払いの原則化など）、コスト負担の適正化や支払条件の改善を重点課題とし、書面調査・立入検査の実施、個別の相談への対応、親事業者への勧告・指導など、親事業者と下請事業者との間の適正な取引慣行の普及・定着に向けて取り組んでいるところである。

しかしながら、下請法違反行為に対する指導や下請取引に関する相談は年々増加しており、依然として親事業者からの不当な要求などはなくなっていないとの指摘がある。また、下請事業者の中には、制度の仕組みや法令で禁止されている行為を十分に理解できていない、禁止行為があっても取引関係の解消を恐れて国等に相談等を行わないという状況もみられる。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、下請取引の適正化を推進する観点から、制度の周知状況、下請事業者からの相談等の処理状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

なお、今回の調査に当たっては、下請取引の実情や現状認識を把握するため、下請事業者の方々に対して、意識調査（アンケート調査）に御協力いただくとともに、実地に訪問して抱える問題や現行の制度・仕組みや国の取組に対する御意見・御要望などをじかにお聴かせいただいた。この調査結果が今後の下請取引の適正化への一助となれば幸いである。



# 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1 行政評価・監視の目的等   | 1  |
| 第2 行政評価・監視結果   | 2  |
| 1 下請取引の適正化をめぐる状況   | 2  |
| 2 法制度の周知・啓発の状況   | 8  |
| 3 相談窓口の利用等の状況  | 17 |
| 4 取引実態・行政ニーズの把握  | 34 |
| 5 資料   | 47 |
| ① 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）   | 47 |
| ② 下請法の主な改正（平成以降、事項別）   | 53 |
| ③ 建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）  | 54 |
| ④ 下請取引の適正化対策に関する意識調査（調査票）  | 60 |
| ⑤ 下請取引適正化推進講習会における定員の充足状況  | 70 |
| ⑥ 下請法の定める資本金区分から同法の適用対象外となる取引であるが、<br>下請事業者が取引先から同法の禁止行為と同じような行為を受けている<br>としている事例（10事業者34事例） | 72 |

